

## 平成21年度要望事項等

### < 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）>

No	区分	要望内容	条文等	要望ブロック	【参考資料】No
1	配分等	◇所要国費を確保願いたい		九州	3
2	制度拡充	◇住宅市街地総合整備事業(拠点型)について、密集型と同様地域住宅交付金の基幹事業としていただきたい		中国・四国	1
3		◇過疎地域の既存集落の近傍で実施する小～中規模(10戸～100戸程度)の住宅地の基盤整備(道路、公園、給排水施設、集会所等)が実施できるよう、地域要件及び戸数要件の緩和を図りたい		中国・四国	2
4		◇間接助成事業を行う際に要する地方公共団体の事務費について、市街地再開発事業と同様に助成対象としていただきたい		九州	4
5		◇整備計画の承認及び変更の手続きについて、政令指定都市においては都道府県を経由せずに直接国に提出できるようにご配慮をお願いする		九州	5
6		◇事業計画の変更について、本事業でも比較的軽微であるものについての基準を定めていただき、その軽微な変更に対する手続きを簡素化していただきたい		九州	6

### < 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）>

No	区分	要望内容	条文等	要望ブロック	【参考資料】No
1	配分等	◇所要国費を確保願いたい		近畿	11
2	制度拡充	◇防災街区整備事業において、公管金によって道路整備を行う場合、道路特会で補助対象とならない主要生活道路の整備に要する費用について、補助対象としていただきたい	補助金交付要綱第4 七・十	近畿	12
3		◇沿道の建築物が一部、準耐火にならない場合でも、事業が実施できるように補助対象を拡充していただきたい。 また、現在、時限制度として、平成23年度までとなっているが、それ以降も、事業が実施できるようにしていただきたい	住市総制度要綱第20 2 四	近畿	13
4		◇重点密集市街地の小規模の共同建替えや協調建替えを対象として、「21緊促」等による国が100%直接補助する事業を創設していただきたい		近畿	14
5		◇「21世紀都市居住緊急促進事業」について、重点密集市街地で実施される事業に限り、その要件を一部緩和するなど地域特有の事情に即した制度に見直していただきたい		近畿	15
6		◇不燃領域率の極端に低い地区や重点地区について、補助対象の拡充、補助率を引き上げていただきたい		近畿	16
7		◇斜面地におけるコミュニティ住宅建設について、擁壁工事等のための用地造成費に対する補助限度額を拡大していただきたい	補助金交付要綱第4 八	九州	23
8	地方債	◇地方公共団体が負担する事業費を起債対象にいただきたい		東海・北陸	7
9		◇密集事業について、地方交付税のある地方債、或いは起債に対する交付税措置を創設願いたい		近畿、九州	17、20
10		◇民間建築物の建替え等への助成事業に対する起債措置を創設願いたい		九州	21
11	税制	◇公共用地所得については、残地買収等も含め、収用対象事業に準じて全て5,000万円控除としていただきたい		近畿	10
12		◇土地区画整理事業との合併施行地区で、仮換地指定を受けた土地に存する老朽建築物を、住市総で買収・除却する場合についても、土地区画整理事業の場合と同様に租税特別措置法による税制の特例措置の拡充を図っていただきたい		東海・北陸、 中国・四国	8、19

13	その他	◇旧コミュニティ住宅の都市再生住宅への移行及び旧密集住宅市街地整備促進事業の廃止に伴う経過措置について継続していただきたい		東海・北陸	9
14		◇関公事業(道路整備特別会計分)に係る補助裏について、起債充当率の変更など地方財政措置の変更をお願いしたい		近畿	18
15		◇地区間流用について、各地区における変更申請を省略し、完了時の報告に代えるなど同一公共団体での地区間流用に係る手続きの簡素化をお願いしたい		九州	22
16		◇密集事業による老朽建築物等除却については、建物調査・買収・補償業務など人件費の割合が高いことから、附帯事務費の人件費の構成割合の引き上げていただきたい		九州	24

＜ 街なみ環境整備事業 ＞

No	区分	要望内容	条文等	要望ブロック	【参考資料】No
1	配分等	◇全体事業費の小さい事業への配分について配慮していただきたい		東海・北陸	31
2		◇所要国費を確保願いたい		近畿、中国・四国	34、41
3	制度拡充	◇街なみ環境整備事業の地区要件のうち、街なみ環境整備促進区域の「景観形成に関する要件」について、任意の協定・要綱等により、景観形成を図る場合も対象とされたい	制度要綱第4三号	北海道・東北	25
4		◇1号区域以外でも道路整備費を補助対象に加えられたい		関東・甲信	26
5		◇「歴史的風致形成建造物(仮称)」に指定される予定の建築物等に限らず、地区住民と市町村により協定等で位置づけられている建築物等の修復・保全についても対象としていただきたい		東海・北陸	27
6		◇社寺の参道(通常公衆が利用することが可能である公共性の高い空間の通路)について、直接補助の地区施設整備費「通路整備費」での整備を可能としてほしい		東海・北陸	28
7		◇事業完了後の民間建物の修景助成について、長期間の補助対象として制度化していただきたい		東海・北陸	29
8		◇伝統的建物の修景助成について、工事期間を複数年とできるよう制度化していただきたい		東海・北陸	30
9		◇共同駐車場整備費を補助対象に追加していただきたい		東海・北陸、近畿	32、38
10		◇耐震診断、耐震改修費を補助対象に追加していただきたい		東海・北陸	33
11		◇街なみ環境整備事業を、地域住宅交付金の基幹事業としていただきたい		近畿、中国・四国	35、40
12		◇広場や集会所などの公共的に利用される施設の共同施設整備費について、補助率を1/3から1/2へ引き上げていただきたい	補助金交付要領 第3 2表1-4-四	近畿	36
13		◇旧規格で整備された道路の美化化を行う場合については、道路美化化にあわせて必要となる道路改良(街渠の改良や路盤高の変更)についても補助の対象とされたい		近畿	37
14		◇修景整備助成における補助対象を外部修景だけでなく、耐震診断や補強も含め、内装工事を除く本体改修費用にまで拡充していただきたい		近畿	39
15		◇駐車場単体の整備を補助対象となるよう「その他大臣」でなく補助メニューの一つとして制度拡充をお願いしたい		九州	43
16		◇地区施設等の維持管理についても協議会活動助成の対象となるよう制度拡充をお願いしたい		九州	44
17	その他	◇整備方針策定事業及び事業計画策定について、事務的経費を要することから、附帯事務費の対象となるよう制度拡充をお願いしたい		九州	42

＜市街地再開発事業＞

No	要望事項	要望内容	条文等	要望ブロック	【参考資料】No
1	配分等	◇所要国費を確保願いたい		中国・四国	47
2	制度拡充	◇暮らし・にぎわい再生事業を活用し、都市導入施設のバリアフリー化や省エネ等の整備を行う場合は、優良建築物等整備事業等と同様に「21世紀都市居住緊急促進事業」の補助対象としていただきたい		北海道・東北	45
3		◇優良建築物等整備事業(市街地環境形成タイプ)において、景観という公のものを構成する優良な要素(例として、瓦屋根、しっくい壁等)の整備に掛かる費用を補助対象項目に入れていただきたい		近畿	46

＜まちづくり交付金＞

No	要望事項	要望内容	条文等	要望ブロック	【参考資料】No
1	配分等	◇すでに事業実施している地区において、交付金制度に移行する場合には、国支援が従来どおり受けられるように交付金率・交付金額の確保について配慮されたい		近畿	48

＜その他の事業＞

No	要望事項	要望内容	条文等	要望ブロック	【参考資料】No
1	制度拡充	◇住宅・建築物耐震改修等事業について、地域を限定せず、全地域を対象としていただきたい		北海道・東北	49
2		◇住宅・建築物耐震改修等事業における建築物・マンション及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修又は建替えについて、規模要件の撤廃又は面積要件のみとするなど要件を緩和していただきたい		北海道・東北	50
3		◇住宅・建築物耐震改修等事業について、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修事業のみに起債措置がなされているが、耐震診断・改修全般への起債措置の拡充を図られたい		北海道・東北	51
4		◇耐震改修に係る設計費等(事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費)について、補助対象としていただきたい		北海道・東北	52
5		◇地域住宅交付金においても、まちづくり交付金と同様、住宅市街地総合整備事業(拠点型)や、街なみ環境整備事業を基幹事業としていただきたい		関東・甲信	54
6	税制	◇住宅に係る耐震改修促進税制(所得税優遇措置)を延長していただきたい		北海道・東北	53
7	震災復興	◇阪神・淡路大震災関連で実施されている特例(国費1/3→2/5)について21年度も延長願いたい		近畿	57
8	その他	◇既存のまちなみ景観への調和、再生及び形成のための形態意匠の改修助成(屋根、外装等)に係る制度を創設していただきたい		近畿	55
9		◇防災街区整備事業のリスク低減を図るため、地方住宅供給公社が土地を先行取得した場合の無利子貸付及び建設資金の無利子貸付をお願いしたい		近畿	56
10		◇計画策定等を実施する年度は事業費が少なく、指導監督交付金も少額となり、県が負担する指導監督事務量が過大となっているため改善願いたい		中国・四国	58
11		◇指導監督事務について、交付金額の割に県が負担する事務量が過大となっているため、改善願いたい		中国・四国	59